

2021年12月28日

各位

会社名株式会社 E d u L a b代表取締役社長兼 CEO 廣實 学 (コード 4427 東証第一部)問合せ先 取締役 C F 0 関 伸彦 (TEL. 03-6625-7710)

## 2021年9月期有価証券報告書の提出期限の延長に係る承認申請書提出に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の2第1項に規定する有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

- 1. 対象となる有価証券報告書 2021 年 9 月期有価証券報告書(自 2020 年 10 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日)
- 2. 延長前の提出期限2022年1月4日(火)
- 3. 延長が承認された場合の提出期限 2022年2月28日(月)
- 4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、2021年8月2日付「特別調査委員会設置及び2021年9月期第3四半期決算発表延期に関するお知らせ」、同年同月13日付「2021年9月期第3四半期報告書の提出期限の延長に係る承認申請書提出に関するお知らせ」、及び同年9月16日付「2021年9月期第3四半期報告書の提出期限の延長(再延長)に係る承認申請書提出に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、当社及び当社の連結子会社である株式会社教育測定研究所の行った特定の顧客との間の一部取引について、特別調査委員会を設置し一連の経緯や価格の妥当性を踏まえて経済合理性を調査するとともに、別の疑義が検出された取引について、売上計上に関する事実関係及び他の財務数値への影響について調査を実施してまいりました。

また、当社は、2021 年 12 月 24 日付「特別調査委員会の追加調査継続に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、内部統制の一環として、業務提携先等との間の一定規模以上の取引等を中心として個別取引約 180 件の会計処理について自主点検を進め、その中で過年度の会計処理を訂正する必要又はその可能性があると新たに認識した複数の取引のうち、会計処理の訂正範囲に与える影響が大きい類型のもの及び質的に重要な可能性があるものについて、その会計処理の訂正内容及び原因究明について、自主点検のみによるのではなく、専門的かつ客観的な調査が必要であると判断し、特別調査委員会に追加で調査を委嘱することを決定いたしました。

特別調査委員会及び当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人(以下「あずさ監査 法人」といいます。)と協議した結果、特別調査委員会による調査及びあずさ監査法人によ る監査手続を完了させるためには約2ヶ月の期間を要することを見込んでおりますため、 2021 年9月期有価証券報告書の提出が、提出期限に間に合わない見込みとなりました。 以上により、当社は、本日、2021 年9月期有価証券報告書の提出期限の延長に係る承認 申請書を関東財務局に提出することといたしました。

## 5. 今後の予定

今回の提出期限延長の申請が承認された場合には、速やかにお知らせいたします。 なお、特別調査委員会の調査結果の内容につきましては、調査報告書の受領後、速やかにお知らせいたします。また、当社による自主点検の結果も、その内容を終了後に併せてお知らせいたします。

以上